

兵庫県版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県における孤独・孤立対策の推進及び市町域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を促進するため、兵庫県版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 前条の目的を達成するため、プラットフォームは次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的取組等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) 孤独・孤立を社会全体で防ぐための支え合いを推進するための活動
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体から兵庫県に対して別途定める方法により申込みを行うものとする。

2 兵庫県は、申込内容について次の各号に掲げる事項を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体であること
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により兵庫県に届け出ること、任意に退会することができる。

2 兵庫県は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は事業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他、プラットフォームの活動に当たり重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第5条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は無償とする。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局を兵庫県福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は、令和7年9月30日から施行する。